

Title	米国に於ける国家権力伸長の由来
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.5 (1909. 12) ,p.512(86)- 524(98)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091200-0086">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091200-0086</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 米國に於ける國家權力 伸長の由來

小 倉 和 市

合衆國は其立國の沿革上由來自由の境と稱せられ所謂人權の發達せること此國より大なるはなしと唱へらる。左れと近代國家の職務に關する觀念の變遷は此國に於ても其結果を顯はし國家の權力は日々に増大すると同時に個人の權域は日々に縮少せられつゝあるを見る。今碩儒ハニス、テラー氏の所説に基き同國に於ける國權伸長の由來を譯述せん。

過去五十年間歴史派法理學者が全力を傾倒したる研究の結果として法律家及び政治家は國家が遠く地中海の沿岸に於て發生し其組織に於て未だ規模なりし都市共和政の時代より漸次發達して現今北米合衆國の共和政に於て見るが如き最も複雑なる政治組織に達せる迄の間に於ける變遷の跡を通觀することを得るに至れり。

今此兩極端の間に存在する諸般の變遷を詳らかに研究するときは、其間に於て人民の法律上の權利が國權に對して如何に消長せしかを數多の時期に區別することを得可し。斯く吾人が古今東西に涉りて國家に關する智識を蒐集したる後に於て始めて吾人は、一方に於て國家の權力と他方に於て個人の法律上の權利とか絶へず互に相關ぎ、時としては國權本位主義より個人本位主義に傾き、又時としては個人本位主義より國權本位主義に趨けるの痕を了解することを得可し。

羅馬帝國の滅亡と共に都市共和政を主眼とせる古代の國家思想は其跡を止め、國民主義を基礎とせる近代の國家觀念之れに代るに及び吾人はアリヤン種類に屬する人類が家族的集團をなして諸所に轉住し、其集散分合の結果數多の大團體の發生せしを見る。斯くてチュートン人種一流の形式を具へたる此家族的新團體は一方に於ては或程度迄財產所有權上に於ける國權本位主義内政上に於ける家長主義を維持すると同時に他方に於ては個人の

政治的自由を目的とする高尚斬新なる觀念を其政治思想の基礎となせり。チュートン人種の政治的制度は一も代議政治の萌芽を藏せざるものなく、從て該民族が羅馬の版圖内に建設したる殖民地に於ては何れの所に於ても代議政體を建設せんが爲めに大に努力したるの跡を遺さざるものなし。左れど歐洲大陸に於ては中世紀の終期以來斯かる目的を有する企圖は全く屏息するに至り第十六世紀より佛國革命に至る期間に於ては全く鈍釋なる君主主義の普及を見るに至れり。此君主主義全盛の時代にありては個人の法律上の權利は國家の家長的權力の爲めに大に局限阻止せらるゝに至りしを見る。今試みに一例を舉げんに佛國に於ては國家の權力は人民の一舉一動を支配し「政府の監督權は屠牛業者に追隨して肉舖に及び、製麴業者に尾行して窯爐に及ぶ」とさへ唱へらるゝに至れり。

斯くて農民は或貴族に對しては一定の通行税を納付するに非ずんば河川を渡過するを得ず。政府の許可を得るに非ずんば自己の收穫物を賣却するこ

とを得ず。自己所有の穀物と雖も領主の製粉場にて精製するに非ずんば自家の消費に供することを得ず、甚だしきに至つては自家用の道具と雖も自己の砥石によりて研ぐことを得ず。又自家の工場に於て葡萄酒、石油、サイダー等を製造することを得ずと云ふが如き有様なりき。左れど斯かる極端なる壓倒主義は到底永續す可きものに非ず。遂に反動的大爆發を惹起して人權主義の發現を見るに至れり。然り而して此人權主義は佛國哲學者の抽象的論斷によりて個人には天賦不可侵の權利ありとの主張を産み長く人權問題の基礎として後世に傳はるに至れり。即ち千八百九十三年の佛國憲法は政府なるものは個人をして其天賦不可侵なる平等、自由、安寧、財産の權を自由に行使せしむることを確保するが爲めに設置せらるゝものなりと宣言するに至れり。

佛國を中心とせし彼の政治的大變動の渦中に投じたるものは國家を以て實に怪物の如く危険なるものと思惟し、成文憲法によりて人民が不可侵なり

と思惟する權利を確然と規定することによりて此怪物の手足を拘束せざる可からずとなせり。斯くて佛國人は成文憲法を制定して人民の權利なるものを定義し、且つ之を世界に擴布したりと雖も彼等は國家が權力を以て所謂人民の權利を侵害したる場合に於ては如何なる武器を以て直ちに之を抑制す可きやの點に關しては遂に何等の方策をも案出することを得ざりき。斯かる武器の案出に關しては世界は實に北米合衆國に向つて感謝せざる可からず。即ち合衆國に於ては最高司法權なるものありて此權力は苟くも國家の行爲にして成文上又は論理上憲法の規定に違反するものあらば直に之を取消すことを得るものなり。米國各州の憲法は其緒言に於て通常人民の權利なるものを規定せるが其權利なるものは合衆國が母國より分離せし當時英國憲法に於て認められたるものと大差なく、其異なるは唯ジョン・アダムス、トーマス、ジェフ・アソン等の如き達識の士が佛國革命の哲理を解釋して其粹を取り之を加味したるの點のみ。上

來述ぶるが如き經過によりて米國に樹立せられたる模範的英國式の國家に於ては家族を以て國家の政治組織の根本とする觀念は排せられて、個人を以て國家組織の根本單位とするの思想は確立せられ、國家は此個人の生命、自由及び財産を保護せざる可からざる義務を有するものと看做さるゝに至れり。合衆國の個人主義は實に此基礎の上に築かれたるものにして其後毫も變化を受くることなくして南北戦争の時に至れり。

近頃米國法學者中の粹にして且つ歴史家中の泰斗たる一論客は有力なる一誌上に於て其所論を公けにし、米國に於ては南北戦争以降一大革命ありて大に米國の社會を變化せしめたのみならず、今尙其變化の繼續中にある旨を發表せり。同論客はコンネクテカット州の裁判所長シメオン、イー、ポールドウィン氏が昨年十二月ウエスト、ヴァージニア法曹協會に於て「個人權利範圍の漸縮」と題して演述せる所を引照せり。即ち氏は前述せる社會組織の變化の原因を説明して下の如く云へり。

斯かる變化の第一原因は南北戦争にして第二原因は佛國革命哲學なりき。南北戦争は一方に於て強固なる組織の上に團結したる人民は如何に偉大なる事業をなし得るものなるかを示すと同時に、他方に於て個人は如何に奮勵努力するも其爲し得る事業は之を前者に比するときは非常に瑣小なることを明らかにせり。更に又該戦争は國內に於ける優勢なる政黨は如何にして之を分離し抑壓し又は破壊し得るものなるかを明らかにせり。加之該戦争によりて軍隊の需要するが如き多額の火藥其他の貨物は資本及び勞働の大合同によりてのみ供給せられ得べきものなるを明らかにし、同時に之等の合同は一朝監視抑制を怠るときは容易に非常なる腐敗の因をなすものなることを明らかにせり。加之此戦争の經驗に基きて合衆國の指導者たる地位にある人々は皆公共の安寧を維持し其幸福を維持せんが爲めには大に個人の自由を制限せざる可からざる場合多きことを會得するに至れり、又之と同時

に廣潤なる地域が單一政府の下に統轄せられ、其統治宜しきに適ふは實に宇内の壯觀にして斯かる状態の下には一の新たな國民的精神の發生するものなることを明らかにせり。

南北戦争の終期に於てダーウイン、及びリールの二大學者は其進化説を世界に公にせり。此學説は人類なる者の眞性を全然新規の方面より解釋せんとするみならず造物主をも亦新光明に照して之を究めんとする者なり。此説による時は進化の過程は遅緩にして且つ漸進的なり。獸的状态より智的状态に向ふ進轉なり。換言すれば下等状態より高等状態に向ふ向上する活動なり。元來宗教的性質を有する米國人は此新説を見て謂へらく、斯説や極端にして濟度す可からざる物質主義を誘致するか、然らずんば吾人が神力と稱する不可解なる勢力に關する新思想ならざる可からずと、……往昔にありては教會は神の専ら恐怖す可きものなることを教へ一旦其逆鱗に觸るゝが如き不善の行動あるときは必ず其應

報ある可きを説けり。然るに今日にありては神の本性は愛なりとは一般教會の主張する所なり。斯種の見解の變化は國家統治の關係に於ても亦等しく全世界を通じて起れる所なり。米國及び佛國の革命時代に至る迄は人は何れの所に於ても國家なるものに信頼せず之に對して恐怖の念を抱き只管其權力を削弱せんと試みたるのみならず、社會的の勢力が國權に對抗する力ある場合に於ては實際國權を削弱せり。斯くて第十九世紀の中頃に至る迄の間に於て遂に其努力は成功し、成文憲法を以て及ぶ限り政府の手足を束縛し、之れによりて所謂人民の根本的不可侵權なるものを宣言するに至れり。ハーバート・スペンサーは普く合衆國人民の讀む所となり、氏の有力なる所説は吾人の祖先が佛國爲政家の主張に賛同して採用したる個人本位主義の議論を助けたり。氏の所説とは即ち千八百四十二年に始めて公けにせられたる社會哲學の根本原則にして政府の人民に對する權力行動は人民相互

の間の平等關係を維持するに必要なる程度に嚴格に制限せられざる可らずとなすものなり。氏は謂へらく強力なる政府は孱弱なる人民を生ずと。彼の南北戰爭の時代即進化説が世人の容認する所となれる時代に至る迄氏の所説は合衆國の先覺者に取りて金科玉條として尊重せられたり。即ち(一)國家兵力組織の進歩(二)人民は團結によりて一層大なる自由を得るとの事實(三)近代歐洲一般思想界の傾向及び(四)新學説の單純にして且つ放膽的なる事等の事實はベンタム・スペンサー、ミル等の學説を陳腐に歸せしめたり。……今や先覺者が苦心焦慮する所は如何なる方法によるときは個人本位主義を最も完全圓滿に保證し得可きやの點に非ずして、却て個人は全然國家に服從し其保護を受くることによりて始めて其安寧を維持することを得るものなりとの點なりとす。歐米の何れを問はず少なくとも樂觀論者の見解によれば秩序ある協同團結は社會的生活の法則にして近代各國立法家の實行せ

んと欲する所も亦此點に外ならずとなすものなり。而して此新政治思想は決して我合衆國憲法の改正を俟たずして我國に於ける政治の指針となれり。吾人は唯我憲法の解釋を改むれば即ち足るものなり。

法官ホールドウイン氏は上述の如く論定したる後下の諸種の事實を擧げて其所説を確立せんと試みたり。即ち製造工業家は自家製品の販路が縮少せらるゝことあるも一州に於て醸造業に従事すると同時に他州に於て煙草製造業を開始することを得ず。往時にありては企業家は其使役する労働者が自己の推選したる候補者に投票せざるときは其理由によりて該労働者を解雇することを得たるも今日に於ては之を敢てせんと欲せば國家の嚴罰を免かるゝことを得ず。往時にありては農夫は自己の欲する所に従ひて其所有地を耕作し得たるも今日にありては國家は公共の安寧を維持するが爲めに必要と認むるときは官憲を派して其地所内に侵入せしめ何等の賠償なくして其耕作物を刈除するこ

とを得るものなり。往時にありては官吏は自由に政治に關與することを得たるも今日に於ては斯かる行動あるときは直ちに其職を免せらる。往時にありては森林の所有者は隨意に其樹木を採伐することを得たるも今日にありては最大多數者の最大幸福を計らんが爲めに必要と認むるときは立法者は一定の年限内該森林の一部又は全部の採伐を停止することを得るものなり。石油、天然瓦斯又はアーテンヤン水等の噴出する土地の所有者は一方に於ては其濫掘を禁止せらるゝと同時に他方に於て人爲の方法によりて其流出額を増加せんが爲め相隣者の利益を害するが如き行為ある可かずと命せらるゝものなり。多くの州に於ては、航行することを得ざる河川一岸の所有者は、他岸の所有者が水車其の他工場の動力として、河流を使用せんとするに際し、其の設備の爲め自己の所有地に水の氾濫することあるも、時に之れを忍ばざる可からざることを規定す。又或は魚類の繁殖を計らんが爲めには一定の年限内其漁業權を制限又は停

止ざるゝことあり。往時にありては牧畜者又は屠牛者は任意に其製出物を使用販賣することを得たるも今日にありては廉價なるバターを製せんが爲め獸脂を用ふるときは刑法上の犯罪として所罰せらる。往時にありては兒童の教育は一に其兩親の所意に放任せられたるも今日にありては國家は兩親に對し一定の方法によりて其兒童を教育す可きとを強制す。更に又兩親が國家の命令に従ひ其兒童を學校に送るも該兒童にして種痘を終らざる者なるときは假令其兩親が之を不必要にして且つ危険なりと認むる場合と雖も學校は其兒童の入學を拒むとを得るものなり。往時にありては人は其健康如何を顧慮するゝとなく、其欲する所に從ひて結婚するの自由を有したるも今日にありては癩癧其他の精神耗弱者と結婚するは法律の禁止する所に於て、之に違反するものは嚴罰に處せらる。往時にありては遺言によりて其財産を處分するに當り其行爲が最近親者に對し重大なる不公平を醸さるる限り殆んど何等の制限を受くることなかりし

今日に於ては國家が其分配に與らんことを要求するときは之に服せざる可からず、加かも其要求額は遺産額の増加するに從ひて累進的に増加するものなり。斯く論じたる後氏は附言して曰く。

法人は自然人に比して國家の干涉抑制を受くる一層大なるものなり。其活動範圍は絶えず縮少せられ其活動の方法も亦漸次新制限を受けつゝあるなり……米國の立法者は又屢々労働者を以て自己の利益を保護すると能はざるものとして待遇せり。即ち彼等は一日の労働時間として契約し得る時間を制限せらるゝのみならず、契約の自由は他の諸方面に於ても痛く制限せられたり。他の方面に於て國家の権力は更に労働者の團體的運動を抑壓せんが爲めに使用せらるゝ見よ國家は權力を以て罷業同盟を監視するのみならず或状態の下に於ては全然之を禁止するに非ずや。加之州際商業を制限せんが爲め州際労働團結を禁遏せり。其他類例枚擧に遑あらずと雖も皆諸士の知る所なるのみならず諸士は實に

斯かる立法に參與せしものなるを以て予は玆に贅言を費やさざる可し。要するに現代は國權本位主義の時代なり、國家の職務は増加せり。其活動の範圍が擴張せらるゝと反比例に各個人の活動區域は縮少せられつゝあるなり。ポールドウイン氏の演述せる諸點は言々肯綮に中れりと雖も氏は其發生したりと主張する大變化の事實を證明す可き重要な事項を擧げざりき。ウオシントン及びジエプソンは富籤興業の權を以て所謂人權の一なりとなせり。唯後者の死せるが爲め富籤の方法によりてモンテセロを賣却するの擧は沙汰止みとなりたるのみ。彼のバルチモア大聖堂の建築せられたるは實に富籤の力によるものなり。此富籤に於て同聖堂の大僧正は自ら此企圖に對して喜捨したる大賞金を得たり。千八百三十六年奴隸問題が頗る喧しかりしに際し大統領ジエプソンが郵便によりて煽動的文書を頒布するの行爲を禁止するの法律案を提出するや元老院に於て激烈なる討論ありたる後該法案は遂に否決

せらるゝに至りき。此時に當りシクレー氏は國會は如何なる形式によるも此問題に干渉するが如き法律を決して通過す可からずと唱へ。ウェブスター氏は該法案は國會が言論及び出版の自由を制限するが如き法律を制定す可らずと規定せる憲法の正條に牴觸するものなりと論ぜり。氏は問へり出版の自由とは何物なりやと。出版の自由とは印刷の自由と通常の公表方法によりて之を頒布するの自由とを並稱するものなり。然り而して郵便の方によりて文書を頒布するは通常の公表方法には非ざるかと。蓋し氏は若し該法案にして一旦國會を通過せんか之れ一個の先例をなし、將來に於て「國家が奴隸問題に關する刊行物に適用し得可きものは亦國家が禁遏するを適當と認むる他の刊行物に對しても適用し得可きの理なり」との議論を生ずるに至り、爲めに國會は政治宗教其他の諸問題に關しても國民の激昂を招くが如き刊行物の公表を抑壓す可き法案を通過せしめざる可からざるに至らんことを恐れたるなり。今假りに一の新聞

紙が氏に對して送附せられたりとせんか氏は之れに對して財産權を獲得するものなり。果して然らば法律上適當の形式を踏まざる限り何人と雖も其財産を奪ふて之を燒棄すること得ざるなり。即ち氏は國家が斯かる新聞紙は不法なる刊行物なるが故に之れに對して所有權なしと主張し法律上の裁判を經ることなくして其沒收を宣言し得とは信せざりしなり。然るに國家は立法上の方法により郵便物の内容を監制檢閲するの力なく從て其郵便物中に公の秩序善良の風俗に害あるものと發見する時と雖も之を抹殺することを得ずと云ふが如き見解は既に千八百九十一年以前に於て其跡を絶ち同年合衆國の最高法院は其判決により「富籤の廣告を掲載する新聞紙を陪審裁判によることなくして郵便物中より除去するの權を行政官憲に附與することを規定せる國會の法律は憲法上適法なり」と宣言するに至れり。同法院の意見によれば  
新聞紙の刊行は禁止せられたる所に非ざるも政府は人民に對して有害なりと認むる事項を公表

するの機關として新聞紙が利用せらるゝことを看過すること能はずと

換言すれば輿論は今や一變せり。ウオシントン、ジエフアーンソンバルチモアの大僧正等の意見は今や全く陳腐に歸せり。牛津大學に於ける英法教授ダイセイ氏は千九百〇五年「英國に於ける法律と輿論」と題する一書を公けにして論じて曰く「左れと第十九世紀間英國に於て法律の發達を支配したる確信及び感念は嚴格に云ふときは輿論なりき」と其後氏は更に附言して曰く「民主主義の發達は千八百年来英法の進歩を推知するに足るの好材料に非ずや」と此所言は南北戦争以來合衆國に於ける法律の發達を説明する場合に適用するも亦真なりと云はざる可からず、法官ポールドウインの確言せるが如く同戦争以來重大なる推移ありしは疑ふ可からざる事實なり、吾人は實に個人本位主義の時代より國權本位主義の時代に進化するなり。國家の職務は倍加し、其活動の範圍は擴張せられたり。然り而して個人の活動範圍

は反比例に縮少せらるゝあるなり。」根本的の指導權は輿論にあり。其代表者は國會、政府及び裁判所なり。所謂「出版の自由事件」の際最高法院が斷然合衆國に於ける富籤の發行を禁遏せる行動は全く盛んなる輿論の後援ありしによるは疑ふ可からざる所なり。然り而して該行動の結果は果して

る意見を發表し次の諸點を論據として大に將來の成功に囑望せり。

良好なりき、左れと吾人は該勝利の爲めに眩惑さるゝことなきを期せざる可からず。今や國會は郵便物の内容に關しては憲法上或程度迄之を監督檢閲するの權力を有するは確定の事實なり、高等法院の語を借りて之を云へば國會は何等裁判上の手續を要せずして行政官憲の處分により其の「人民に對して有害なりと認むる事項」を包含する新聞紙を郵便物中より排除することを得るものなり、將來起る可き法理に關する大論争の場合に於て、前述せるが如く判例によつて國會に附與せられたる出版物檢閲の權力は尤に論議の参考材料となる可し。北米評論第四月號に於て紐育生命保險會社々長は國會の州際保險業取締に關して頗る有力な

合衆國の最高法院は千九百〇二年、憲法中商事に關する條項の規定によりて國會の權力を解釋するに當り頗る果斷なる判定をなせり。法廷に提出せられたるはチャンピオン對エームス事件にして所謂「富籤事件」として世に傳唱せらる、此判決によりて國際並に州際商業及び郵便制度を利用して富籤を舉行せんとする者を抑壓せんとする國會の行動は有效なりと斷定せられたり。予は其全判決文を精讀するに保險業は商業に非ずとする従來の判例は事實上廢棄せられたり。該判決文に主張せられたる理論より推すときは若し國會にして中央政府の權力を以て州際保險業を監督支配するの法律を制定せんか最高法院は其法律を支持せざる可からざるに至る可きは最早疑なきものゝ如し。

吾人は眼前に横はれる事實を観察し、地方行政上及び國家全般の統治上に於て過去五十年間に起り

たる國權の驚く可き増大進歩を正確に判断し得べき標準によりて其推斷を進め、之を將來更に一層大なる權力の膨脹が起らんとする明瞭なる傾向と綜合して研究するときは、吾人は一團體として顯はるる國家權力範圍の現状如何を了解せざらんと欲するも亦得可からざるなり。吾人は遂に「政府の探査權力は屠牛業者に追隨して肉舖に及び製麩業者に尾行して窯爐にさへ及ぶ」の時代に復歸したるなり。換言すれば現代は國權本位主義の時代にして個人は國家なる團體の權力に服従して其對價として現代の立法家が實行せんとする秩序的共同動作の方法によりて國權の保護を受くるものなり。ジェフアーソン時代とリンカーン時代との間に於て合衆國々の經濟狀態は重大なる變化を來せり。其變化の結果としてジェフアーソンの政見の基礎をなせる根本的觀念は全く顛覆せられて正反對となり。氏及び其謳歌者は政府の權力は出來得る限り局限せられざる可からざると同時に人民の權利は可及的に擴大せられざる可からずと主張せり。

然るに今や合衆國人民の多數は、自らジェフアーソンの徒と稱する者に至る迄、公共の安寧を維持し不正の合同力に對して個人の權利を保護せんとせば或程度迄個人の權利を犠牲に供するも尙之を辭せずして州政府及び中央政府の權力を擴張せざる可からずとなすに至れり。立法部、行政部及び司法部の現狀に曉通せるの士にして上述の斷定に對して舉證せんとを要求するものありや。見よ今や人民は強大なる國家權力の活動に訴へて合衆國の社會上の均衡を恢復せんとするに焦慮しつゝあるに非ずや。

合衆國に於ける最終の斷定權力は司法權力なり、一切の法令は司法權力なる坩堝中に投せられて試験せられ精煉せられ此試験を通過したる後始めて法律となる。然り而して輿論は司法權力を通じて法律の最後の形式を決定するなり。故に最も緊要なるは此名譽ある歴史を有する合衆國の司法部が將來人格、智識及び世界的經驗の點に於て大に優れるものによりて維持せらる可きの點なりとす。

彼のポールドウィン氏の如きは法律の歴史的研究及び科學的研究に於て秀でたるのみならず實際の經驗に富み此點に於ては實に米國判官の模範的人物なりと云ふも過言に非ざるなり。斯かる聰明の判官にして個人と國家との間に介在せば吾人は枕を高くして可なるなり。重要緻密なる問題にして斯かる明判官の解決を俟つもの頗る多し。州際商業に従事する諸會社に對しては國家の監督權を擴張し適法なる會社の企業の破滅を救済し得るが如き機宜の處置に出でざる可からず。國家の進歩開發を計らんと欲せば新たに巨額の資金を投じて鐵道制度の擴張を企てざる可からずとは輿論の一致する所なり。左れと若し國家が權力を以て斯かる投資に對する公平なる報酬を保證するに非ずんば資本家は投資の危険を敢てせざる可し。之と同時に他方に於て國家は會社の収益非常の巨額に上るものに對しては國費負擔の公平を維持するの必要上相當の課税をなさざる可からずとは最早異論なき所なり。此議論を採用するに當り問題の要點と

なるは最初賦課せらる可き稅率如何の點に非ずして寧ろ此新たな課稅目的物が爾今新たに中央政府の監督に委せらる可きの點なりとす。斯かる新稅を賦課することを得るの權力を有する國家は又法令の規定に基き會社の収益を精密に測知せんが爲め出來得る限り會社の帳簿を公開せしむるの權を有するものなり。彼の近頃國會を通過したる法律に對して反對の論難が比較的少なきは合衆國內に存する會社が充分なる富力を有し公平なる程度に於ては喜んで公共の負擔に應せんとするものなるとを示すものなり。彼の國會が殆んど全會一致を以て、憲法上の改正により永久に國會の所得稅賦課權を確定す可しと宣言せるは由來問題の喧しかりし點より云ふも上述の目的を實行するの第一歩なりと云ふとを得可し。之と同一なる計畫の一部分として累進相續稅の賦課は亦止むを得ざる可し。蓋し之れ非常に巨額の富が僅少なる人の手に集中せらるゝより起る緊急問題を解決するの一端なればなり。共和政體の今日に於て吾人は極端な

る貧困と極端なる富奢との忍ぶ可からざる對照を見て現に不安の念を禁ずると能はざるなり。此状態の存續する限り、社會主義者及び無政府主義者は、現在の不公平を醸したる制度を破壊し去り以て此悲しむ可き對照を消滅せしむるを得る終局の權力あることを永久に指摘號叫す可し。斯かる絶叫に對して憲法擁護論者の探り得可き最も有効なる方策は他なし、國家が自ら適法に其機關を運用することによりて彼等の希望する目的を成就するにあり。國家が自ら進んで斯かる政策を採用することに反對する金力政治の主張者は自己の利益が危殆に瀕することを知らざる盲者と評す可きものに於て結極佛國革命の夕に際して古代制度を首唱したる者と同一の運命に遭遇することを免がれざる可し。(終)

ドルチェスター事件と  
オーウェニズム

高橋誠一

英國南部諸州の農業労働者は農業家の穀令の影響及び救貧法の悪結果を受けて黒なる運命に沈みつゝありしが、一千八百八十年に際して窮乏殊に甚しく、終に飽る窮民の蜂起と爲り、機械の破壊穀倉のとして行はれ、翌三十年に至り軍隊を動かす之を鎮壓することを得たり。而して二十一年より三十二年に亘りて労働階級間上の一般的運動起り、農業労働者亦之に於中に、トッドパッドルの労働者は雇主を開始し、彼等をして同地方に於ける他の一率の賃銀を支拂はしむることを約定せしめて業に復したり。然るに雇主は約を履他の耕主等は一週十志を支給しつゝある九志以上の賃銀を與ふるを拒み、更に翌

にはこれを引下げて一週八志と爲せり。此賃率引下は當然労働者の不満を買ひ、兩三名の廢疾者を除き全村悉く起ちて同地の治安判事ダブルユー、エム、ピットに哀訴せり。蓋し彼等は尙ほ治安判事が賃銀を決定し労働契約の紛争を裁定するの權能を有することを信じたればなり。ピットは彼等に告げて兩三名の代表者を選びて次週土曜日カウンチー、ホールに來らば地方判事長ジェムス、フラムトンに通告し、雇主を召喚して事の解決を告げしむ可きを約せり。代表者は指定の如くカウンチーホールに至れり。然るに治安判事は雇主を強制して一定率の賃銀を支拂はしむ可き法規なきを以て雇主が適當と思惟したる賃率の下に労働するの止むなきを告げたり。労働者は固より之に満足すること能はず、寺區の僧侶ドクトル、ワレンに迫りて既存の契約に對し證人たらんことを懇請せり然も同僧侶は曾て労働者等の正當なるを保證せるに拘らず、雇主の暗示に基き其前約を棄却せり。爾後労働者は無念を忍びて労働を續けつゝあり

しが賃銀は更に下りて一週七志と爲り、更に下落せんとするに至れり。一千八百三十一年此窮厄の秋に際し二名の全國聯合代表者は同村を訪ひ終に彼等の間に労働立を見るに至りしなり。組合員は當時の誓約と稱して毫も不都合の點なきものにして、唯だ共濟組合、フリーメイズン及びオーレン於けると等しく組合の規約を遵奉し、秘漏洩することなく、組合員相互に忠信を宣言したるに過ぎざるなり。

一千八百三十三年十二月九日エドワーズと呼べるコムモン、インフーマアは同會所を訪ひ、組合員たらんとを求めたり百三十七年此事件の顛末を公にしたるシラヴレスは彼れレグが如何にして、將依りて紹介せられて此所に至りしやを知せり。翌一千八百三十四年二月二十一日治安判事を説きて、組合に加入せる労働